

令和3年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

令和4年3月
山口県包括外部監査人
森 永 晃 仁

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 中小企業者等の定義	1
4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
5. 外部監査対象期間	2
6. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 財政的援助団体等	2
7. 外部監査の実施期間	3
8. 外部監査の方法	3
(1) 監査要点	3
(2) 主な監査手続	3
9. 包括外部監査人及び監査補助者	3
10. 利害関係	3
第2 外部監査対象の概要	4
1. 産業戦略部の概要	4
(1) 当初予算及び決算の概要	4
(2) 分掌事務の概要	4
2. 商工労働部の概要	4
(1) 当初予算及び決算の概要	4
(2) 分掌事務の概要	5
3. その他の監査対象とする財政的援助団体等の概要	7
(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの概要	7
(2) 公益財団法人やまぐち産業振興財団の概要	8
(3) 山口県信用保証協会の概要	9
4. 監査対象事業	11
(1) 監査対象事業の選定方法	11
(2) 事前ヒアリング	11
(3) 本庁における監査対象事業の一覧	12
(4) 財政的援助団体等における監査対象事業の一覧	14
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	15
1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準	15
2. 指摘事項及び意見の件数	15
3. 重要な指摘事項及び意見に係る総括的事項	18

(1) 委託契約事務の改善課題について	18
(2) 補助金等交付事務の改善課題について	20
(3) 補助事業としての主体性不足について	21
(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの運営課題について.....	21
4. 指摘事項及び意見の項目（一覧）	22
(1) 産業戦略部	22
(2) 商工労働部 商政課	24
(3) 商工労働部 新産業振興課	25
(4) 商工労働部 企業立地推進課	25
(5) 商工労働部 経営金融課	26
(6) 商工労働部 労働政策課	27
(7) 地方独立行政法人山口県産業技術センター.....	28
(8) 公益財団法人やまぐち産業振興財団	29
(9) 山口県信用保証協会	30

(数値について)

報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

3. 中小企業者等の定義

本報告書における「中小企業者等」は、特に断りがない限り、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号の中小企業者及び同条第5項の小規模企業者をいう（下表参照）。

なお、報告書中の表記としては、全て「中小企業者等」に統一した記載となっている訳ではないことを申し添える。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数	常時使用する従 業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出典：中小企業庁HP「FAQ 中小企業の定義について」)

4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

中小企業庁が平成30年11月30日に公表した情報（平成28年6月時点での「平成28年経済センサスー活動調査」のデータを集計）によると、我が国における中小企業者等は、357.8万者（ここでは、中小企業基本法以外の中小企業関連法令により中小企業者又は小規模企業者として扱われる企業を含む）であり、いわゆる大企業を併せた全規模358.9万者に対して99.7%を占めている。そして、本県においても中小企業者等は、平成28年6月時点で38,933者であり、大企業を併せた全規模38,987者に対して、我が国全体の数値とほぼ同様に99.8%を占めている。

このように、中小企業者等は、我が国だけではなく、本県においても、なくてはならない経済活力の源泉であると言える。この点は、中小企業基本法において、「多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新た

な産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する。」(同法第3条抜粋)と示されていることから明らかである。また、同法第6条では地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しており、本県でも中小企業者に対する各種施策の策定及び実施が求められている。

これらを踏まえ、本県では、県政運営の指針である総合計画「やまぐち維新プラン」の個別計画(分野別計画)として「やまぐち商工業振興プラン」を平成31年(2019年)3月に策定し、令和4年度(2022年度)までの5年間を計画期間としている。そして、当該個別計画の中で、4つの柱の1つとして「中小企業・小規模事業者の成長支援」を掲げて施策を展開しているところである。また、依然として、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に及ぼす影響も懸念されており、雇用の維持や雇用機会の拡大、経済の活性化を図る上で、本県の経済基盤となっている中小企業者等の振興に関する施策については、多くの県民が関心を寄せる分野であると考えられる。

以上のような状況に鑑みて、合規性、有効性及び経済性並びに効率性の観点から、中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

5. 外部監査対象期間

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

6. 外部監査対象機関

(1) 部署及び所管課

部署	課
産業戦略部	
商工労働部	商政課、新産業振興課、企業立地推進課、経営金融課、労働政策課

(2) 財政的援助団体等

財政的援助団体等の名称	報告書上の表記例
地方独立行政法人山口県産業技術センター	(地独) 山口県産業技術センター、産業技術センター、センターなど
公益財団法人やまぐち産業振興財団	(公財) やまぐち産業振興財団、産業振興財団、財団など
山口県信用保証協会	信用保証協会、保証協会など

7. 外部監査の実施期間

令和3年4月8日から令和4年2月7日まで

8. 外部監査の方法

(1) 監査要点

① 合規性

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

② 有効性・経済性・効率性

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか、また、経済性や効率性に配慮して執行されているか。

(2) 主な監査手続

① 実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令及び条例・規則等の閲覧を実施した。

② 財務事務の執行（事務処理及び承認等）が上記の監査要点に照らして適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

9. 包括外部監査人及び監査補助者

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士	森 永 晃 仁
監査補助者	公認会計士	品 川 充 洋
監査補助者	公認会計士	村 田 治 子
監査補助者	公認会計士	水 谷 公 威
監査補助者	公認会計士	花 井 宏 行
監査補助者	公認会計士	天 羽 亮 介
監査補助者	公認会計士	上 條 玲
監査補助者	公認会計士	蘭 顕 紹
監査補助者	公認会計士	渡 辺 真 弓

10. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1. 産業戦略部の概要

(1) 当初予算及び決算の概要

① 当初予算の推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
産業戦略部 (A)	194,500	291,041	428,001
山口県一般会計 (B)	672,982,713	685,427,401	674,106,498
構成比 (A/B)	0.02%	0.04%	0.06%

② 決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
産業戦略部 (A)	173,953	244,754	898,409
山口県一般会計 (B)	646,870,455	658,904,689	770,453,756
構成比 (A/B)	0.02%	0.03%	0.11%

(2) 分掌事務の概要

課	分掌事務
	産業に関する総合的な政策の企画及び推進に関する事項

(出典：「山口県部制条例」)

2. 商工労働部の概要

(1) 当初予算及び決算の概要

① 当初予算の推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
商工労働部 (A)	56,701,103	52,191,215	47,649,709
山口県一般会計 (B)	672,982,713	685,427,401	674,106,498
構成比 (A/B)	8.42%	7.61%	7.06%

② 決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
商工労働部 (A)	39,975,495	36,689,340	97,771,588
山口県一般会計(B)	646,870,455	658,904,689	770,453,756
構成比 (A/B)	6.17%	5.56%	12.69%

(2) 分掌事務の概要

課	分掌事務
商政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び労働に関する施策の総合企画及び調整に関すること。 2 商業の振興に関すること。 3 小売商業及び中小企業分野の調整に関すること。 4 産業経済動向等の把握に関すること。 5 火薬類の取締りに関すること。 6 採石に関すること。 7 砂利の採取に関すること（河川区域及び河川保全区域並びに一般海域に係る砂利の採取計画の認可等に関するものを除く。）。 8 電気工事士及び電気工事業者に関すること。 9 電源及び石油貯蔵施設の立地調整等に関すること。 10 大阪事務所及び計量検定所に関すること。
新産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新産業及び新事業の振興に関すること。 2 貿易の振興に関すること。 3 産業技術及び科学技術の振興に関すること。 4 工業の振興に関すること。 5 国際総合センターに関すること。 6 地方独立行政法人山口県産業技術センターに関すること。
企業立地推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業等の誘致に関すること。 2 産業団地等の整備に関すること。 3 工場立地の適正化に関すること。
経営金融課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業振興の基本的施策の企画及び調整に関すること。 2 商工会議所、商工会、中小企業等協同組合その他中小企業団体等に関すること。 3 小規模企業の経営改善普及事業に関すること。 4 小規模企業者等設備導入資金に関すること。

課	分掌事務
	5 中小企業従業員住宅に関すること。 6 中小企業の創業及び経営革新の支援に関すること。 7 地場産業の振興に関すること。 8 下請中小企業の振興に関すること。 9 中小企業金融に関すること。 10 信用保証協会に関すること。 11 貸金業に関すること。 12 中小企業の高度化資金に関すること。
労働政策課	1 労働及び雇用に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 労働者の福祉に関すること。 3 労働組合及び労働関係の調整に関すること。 4 労働団体及び使用者団体に関すること。 5 労働事情の調査に関すること。 6 労働教育及び労働相談に関すること。 7 公益通報に関すること。 8 雇用及び就業の機会の確保に関すること。 9 若者の県内就職の促進に関すること。 10 働き方改革の推進に関すること。 11 女性、高齢者及び障害者の雇用対策に関すること。 12 職業能力開発に関すること。 13 職業に必要な技能についての啓発等に関すること。 14 職業能力開発校及びしごとセンターに関すること。

(出典：「山口県行政組織規則」)

3. その他の監査対象とする財政的援助団体等の概要

(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの概要

設立目的	産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。
県の出資金額	6,375,046千円
主な沿革	<p>明治35年3月7日 山口県染織講習所を柳井村（現柳井市）に設置</p> <p>大正7年5月1日 山口県工業試験場を山口市大殿に設置</p> <p>昭和25年9月1日 山口県醸造試験場を山口市清水に設置</p> <p>昭和27年4月1日 山口県窯業試験場を小野田市に設置</p> <p>昭和42年4月1日 染織試験場、工業試験場、醸造試験場及び県中小企業指導室を廃止し、これらの組織機能を統合して山口県商工指導センターを山口市朝田に設置</p> <p>昭和63年4月1日 商工指導センターを改組し、山口県工業技術センターを設置</p> <p>平成11年4月1日 山口県工業技術センターを改組し、山口県産業技術センターを宇部市あすとぴあに設置</p> <p>平成16年7月14日 新事業創造支援センターを附属施設として隣接地に設置</p> <p>平成21年4月1日 地方独立行政法人へ移行</p>
主な業務	<p>(1) 産業技術に関する試験研究を行うこと</p> <p>(2) 産業技術に関する試験研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること</p> <p>(3) 産業技術に関する照会及び相談に応じ、並びに助言その他の支援を行うこと</p> <p>(4) 試験研究設備その他の設備及び施設を一般の利用に供すること</p> <p>(5) (2) から (4) までに掲げるもののほか、(1) に掲げる業務に附帯する業務を行うこと</p>
組織の概要	<p>役員として理事長、副理事長、理事、監事を設置し、以下の部署等で構成される。</p> <p>(1) 経営管理部</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 企業支援部 (3) イノベーション推進センター (4) 宇宙データ利用推進センター
令和2年度の主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域イノベーションの推進（技術革新） (2) ものづくり力の高度化・ブランド化の推進（ものづくり力の強化） (3) 中核技術支援拠点の機能強化（技術課題解決）

（出典：「地方独立行政法人山口県産業技術センター定款」、「履歴事項全部証明書」、「地方独立行政法人山口県産業技術センターの概要と現在の取組状況」）

（2）公益財団法人やまぐち産業振興財団の概要

設立目的	山口県の産業技術の高度化、中小企業等の振興発展及び新たな産業の創出を総合的に支援し、もって広く県内産業の振興と魅力ある地域社会の建設に寄与することを目的とする。
県の出資金額	1,360,000 千円
主な沿革	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 43 年 5 月 財団法人山口県中小企業設備貸与協会を設立 昭和 54 年 4 月 財団法人山口県中小企業振興協会へ改組 昭和 58 年 10 月 財団法人山口県産業技術開発機構を設立 昭和 61 年 4 月 財団法人山口県中小企業振興協会を財団法人山口県中小企業振興公社へ改組 平成 12 年 4 月 財団法人山口県産業技術開発機構と財団法人山口県中小企業振興公社の両団体を統合し、財団法人やまぐち産業振興財団を発足 平成 24 年 4 月 公益財団法人やまぐち産業振興財団へ移行
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経営課題に係る相談・支援に関する事業 (2) 経営・技術等に係る情報の収集・提供及び情報化の支援に関する事業 (3) 経営・技術等の人材育成に関する事業 (4) 設備投資の支援に関する事業 (5) 創業及び事業化の促進に関する事業 (6) 新商品・新技術等に係る販路開拓の支援及び下請取引のあっせん等に関する事業 (7) 技術研究開発等の支援に関する事業 (8) 技術交流・技術移転の促進に関する事業 (9) 損害保険代理事業 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

組織の概要	<p>役員として理事長、副理事長をはじめ理事総数 10 人、監事 2 人を設置し、以下の部署等で構成される。</p> <p>(1) 経営企画部 (2) 事業管理室 (3) 事業支援部</p>
令和 2 年度の主な取組内容	<p>(1) やまぐち頑張る企業応援プロジェクト (2) プロフェッショナル人材の還流促進支援 (3) 後継者育成と事業承継を一体的支援</p>

(出典：「公益財団法人やまぐち産業振興財団定款」、「履歴事項全部証明書」、「公益財団法人やまぐち産業振興財団の概要」)

(3) 山口県信用保証協会の概要

設立目的	<p>中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融円滑化を図ることを目的とする。</p>
主な沿革	<p>昭和 23 年 12 月 15 日 社団法人山口県信用保証協会設立認可 昭和 23 年 1 月 14 日 社団法人山口県信用保証協会業務開始 昭和 25 年 3 月 23 日 財団法人山口県信用保証協会設立認可 昭和 25 年 5 月 1 日 財団法人山口県信用保証協会業務開始 昭和 28 年 8 月 10 日 信用保証協会法公布・施行 昭和 29 年 3 月 12 日 同法による信用保証協会へ組織変更 昭和 29 年 12 月 1 日 下関支所設置 昭和 31 年 4 月 2 日 徳山支所設置 昭和 32 年 10 月 11 日 萩支所設置 昭和 34 年 11 月 2 日 柳井支所及び岩国支所設置 昭和 35 年 4 月 1 日 宇部支所設置 平成 13 年 10 月 1 日 本所・支所を本店・支店に名称変更 平成 15 年 4 月 21 日 徳山支店を周南支店に名称変更</p>
主な業務	<p>協会の目的を達するために下記の業務を行う。</p> <p>(1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証 (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証 (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証す</p>

	<p>ることとなる場合におけるその保証したこととなる債務の保証</p> <p>(4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 6 条第 1 号に規定する短期社債を除く。）のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>(5) 上記に掲げる業務に付随する業務</p> <p>その他、上記業務の遂行を妨げない限度において行う業務の概要が定款第 2 章第 6 条に記載されている。</p>
<p>組織の概要</p>	<p>役員として会長、専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事をはじめ理事及び監事を設置し、以下の部署等で構成される。</p> <p>(1) 考査室</p> <p>(2) 総務部（総務課、企画情報課）</p> <p>(3) 業務部（審査課、経営支援課、管理課）</p> <p>(4) 各支店等（山口営業店（※）、下関支店（※）、周南支店（※）、萩支店、柳井支店、岩国支店、宇部支店）</p> <p>※：山口営業店、下関支店、周南支店は大規模店として、保証及び条件変更の調査・審査や期中支援業務といった営業店に共通の業務に加えて、所管区域内の求償権の管理に関する業務を行う。</p>
<p>令和 2 年度の主な取組内容</p>	<p>(1) 保証部門</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に係る対応としての迅速かつ円滑な資金繰り支援</p> <p>② 創業や事業承継支援など、国や県、市町の政策に呼応した各種政策保証の積極的な推進</p> <p>(2) 経営支援部門</p> <p>① 中小企業診断士による経営診断や経営改善計画策定支援による経営支援、求償権消滅保証を活用した事業再生支援に関する取組の推進</p> <p>② 創業や事業承継、経営改善や事業再生など各局面における関係機関と連携した支援や連携体制の強化</p> <p>③ 地域経済活性化への取組</p> <p>(3) 回収部門</p> <p>① 所有不動産の早期処分など回収機会を逸さない、早期対応</p>

	<p>による回収の最大化</p> <p>② 「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」等を活用した効率性重視の回収の推進</p> <p>③ 求償権消滅保証による求償権の回収など、事業再生を考慮した回収への対応</p> <p>(4) その他間接部門</p> <p>① 業務体制や事務処理の改善</p> <p>② 広報活動の推進</p> <p>③ 個人情報保護に関する取組、法令遵守への取組</p>
--	---

(出典：「山口県信用保証協会定款」、「履歴事項全部証明書」、「YAMAGUCHI GUARANTEE DISCLOSURE 2021」)

4. 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

- ① 「令和2年度当初予算 主な事業の概要」より、中小企業者等の振興に関する施策に特に関連する産業戦略部及び商工労働部所管の事業を抽出・選定した。
- ② 上記①の選定に際しては、事前ヒアリング(下記(2)参照)を行い、令和2年度に予算未執行の事業及び財源が国庫(再編交付金や地方創生臨時交付金等)のみである事業等は除外した。

(2) 事前ヒアリング

監査対象事業の選定に際して実施した事前ヒアリングの概要は以下の通りである。

事前ヒアリング項目	ヒアリング目的
事業の所管部課	監査担当窓口となる部課、担当者の確認
事業の概要	事業実施の背景、事業目的の把握
具体的な事業内容	実施した事業の内容を把握
事業の実施主体	財務事務手続の実施主体を確認
中小企業者等の振興への寄与度合い	テーマとの関連度合いを確認
やまぐち維新プランとの関連性	県の総合計画との関連度合いを確認
やまぐち商工業振興プランとの関連性	県の個別計画との関連度合いを確認
その他関連する計画や法令等の有無	事業実施上の規制等の有無を確認
新規事業または継続事業の確認	事業開始後の経過年数等を確認
事業の成果指標	効果測定 of 指標の有無、内容を把握
予算額及び決算額	事業規模、主な項目(節)の把握
事業の財源	一般財源等の投下の有無を確認

(3) 本庁における監査対象事業の一覧

上記(1)及び(2)を踏まえ、監査対象事業(43事業)は以下の通りである。

(単位：千円)

所管部・課		
No.	事業名	当初予算額
I 産業戦略部		
1	やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業	22,500
2	IoTビジネス創出促進事業	57,468
3	やまぐちIoT導入サポーター派遣事業	1,500
4	AI技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業	31,267
5	新たなモビリティサービス調査・実証事業	51,242
6	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	58,933
7	高度産業人材確保事業	5,645
8	自動車新時代イノベーション創出支援事業	23,750
9	地域中堅・中核企業支援事業	5,000
10	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	12,618
II 商工労働部 商政課		
11	県内創業・事業承継促進事業	115,180
11-2	県内創業・事業承継促進事業(経営金融課)	
12	中小企業クラウド型RPA共同利用化推進事業	30,336
13	やまぐちキャッシュレス化実現事業	21,000
14	若者県内定着促進事業	32,684
14-2	若者県内定着促進事業(労働政策課)	
III 商工労働部 新産業振興課		
15	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	32,418
16	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	79,088
17	次世代産業イノベーション推進事業	322,000
18	データサイエンス活用推進事業(産業人材創造事業)	6,000
18-2	産業人材創造事業(経営金融課)	40,232
19	「水素先進県」実現促進事業	13,524
20	宇宙利用産業創出支援事業	94,276
21	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	12,407
22	産業技術センター運営費交付金	653,347
IV 商工労働部 企業立地推進課		
23	企業立地サポート事業	1,549,599

所管部・課		
No.	事業名	当初予算額
24	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	33,500
25	企業立地推進強化事業	41,869
V 商工労働部 経営金融課		
26	航空機宇宙機器産業参入促進事業	58,500
27	やまぐちミライベンチャー創出事業	31,600
28	中小企業スマートビジネス推進事業	149,572
29	九州・山口ベンチャーマーケット開催事業	1,072
30	小規模事業経営支援事業	1,169,339
31	中小企業団体育成指導事業	91,429
32	小規模企業者等設備貸与事業資金	150,000
33	新事業活動支援設備貸与事業資金	200,000
34	中小企業制度融資	57,000,000
35	損失補償	128,418
36	信用保証料率低減事業	156,947
VI 商工労働部 労働政策課		
37	外国人材企業受入支援事業	23,791
38	外国人材企業定着支援事業	4,335
39	ものづくり産業技能向上対策事業	14,963
40	次代を担う産業人材育成推進事業	7,719
合計		62,535,068

(4) 財政的援助団体等における監査対象事業の一覧

上記(3)で監査対象とした事業のうち、産業戦略部及び商工労働部の所管する複数の事業で、山口県産業技術センター及びやまぐち産業振興財団への委託事業や補助金交付事業があり、また、商工労働部経営金融課の所管する事業(No. 34~36)においては、山口県信用保証協会と密接不可分な関係がある。

以上より、各財政的援助団体等における上記関連事業に係る財務事務の執行について、下表の通り15事業を監査対象とした(No. は、本庁での関連する監査対象事業No. に枝番を付して記載している)。

(単位：千円)

財政的援助団体等の名称			
No.	事業名	内容	決算額
(地独) 山口県産業技術センター			
2-2	IoTビジネス創出促進事業	委託費	10,827
6-2	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	委託費	35,032
15-2	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	委託費	14,130
16-2	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	委託費	62,694
20-2	宇宙利用産業創出支援事業	補助金	22,115
		補助金	6,110
22-2	産業技術センター運営費交付金	交付金	670,837
(公財) やまぐち産業振興財団			
6-3	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	委託費	10,111
11-3	県内創業・事業承継促進事業	委託費	56,212
18-3	産業人材創造事業	委託費	19,286
21-2	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	委託費	11,560
26-2	航空機宇宙機器産業参入促進事業	補助金	6,471
		補助金	33,860
28-2	中小企業スマートビジネス推進事業	委託費	56,739
32-2	小規模企業者等設備貸与事業資金	貸付金	1,780
33-2	新事業活動支援設備貸与事業資金	貸付金	48,785
山口県信用保証協会			
36-2	中小企業制度融資(本庁事業No. 34)	預託金	※1
	損失補償(同No. 35)	補償金	41,118
	信用保証料率低減事業(同No. 36)	補助金	169,789

(※1) 預託金は保証協会ではなく、各金融機関に対する支出である。

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	指摘以外で監査対象の合理化等のために是正改善や問題提議するべきと判断した事項

2. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項（42件）及び意見（72件）の各事業別件数は下表の通りである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

（単位：件）

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
1	産業戦略部	やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業	—	1
2	産業戦略部	IoTビジネス創出促進事業	1	4
3	産業戦略部	やまぐちIoT導入サポーター派遣事業	1	—
4	産業戦略部	AI技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業	—	3
5	産業戦略部	新たなモビリティサービス調査・実証事業	1	2
6	産業戦略部	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	3	1
6-2	山口県産業技術センター	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	2	1
6-3	やまぐち産業振興財団	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	1	2
7	産業戦略部	高度産業人材確保事業	—	3
8	産業戦略部	自動車新時代イノベーション創出支援事業	—	1
9	産業戦略部	地域中堅・中核企業支援事業	—	4
10	産業戦略部	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	2	2
11	商工労働部 商政課	県内創業・事業承継促進事業	—	1

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
11-3	やまぐち産業振興財団	県内創業・事業承継促進事業	1	1
12	商工労働部 商政課	中小企業クラウド型 RPA 共同利用化推進事業	—	1
13	商工労働部 商政課	やまぐちキャッシュレス化実現事業	1	—
14	商工労働部 商政課	若者県内定着促進事業	—	1
14-2	商工労働部 労働政策課	若者県内定着促進事業	—	1
15	商工労働部 新産業振興課	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	—	2
15-2	山口県産業技術センター	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	1	—
16	商工労働部 新産業振興課	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	—	1
16-2	山口県産業技術センター	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	1	—
17	商工労働部 新産業振興課	次世代イノベーション推進事業	—	1
18-2	商工労働部 経営金融課	産業人材創造事業	—	1
18-3	やまぐち産業振興財団	産業人材創造事業	—	1
20	商工労働部 新産業振興課	宇宙利用産業創出支援事業	1	—
20-2	山口県産業技術センター	宇宙利用産業創出支援事業	1	4
22	商工労働部 新産業振興課	産業技術センター運営費交付金	2	2
22-2	山口県産業技術センター	産業技術センター運営費交付金	3	—
23	商工労働部 企業立地推進課	企業立地サポート事業	—	2

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
24	商工労働部 企業立地推進課	やまぐち IT・サテライトオフィス誘致推進事業	—	2
25	商工労働部 企業立地推進課	企業立地推進強化事業	3	1
26	商工労働部 経営金融課	航空宇宙機器産業参入促進事業	—	1
26-2	やまぐち産業振興財団	航空宇宙機器産業参入促進事業	1	2
27	商工労働部 経営金融課	やまぐちミライベンチャー創出事業	1	2
28	商工労働部 経営金融課	中小企業スマートビジネス推進事業	2	2
28-2	やまぐち産業振興財団	中小企業スマートビジネス推進事業	1	2
29	商工労働部 経営金融課	九州・山口ベンチャーマーケット開催事業	—	2
30	商工労働部 経営金融課	小規模事業経営支援事業	1	1
31	商工労働部 経営金融課	中小企業団体育成指導事業	2	1
32	商工労働部 経営金融課	小規模企業者等設備貸与事業資金	1	—
32-2	やまぐち産業振興財団	小規模企業者等設備貸与事業資金	2	—
33	商工労働部 経営金融課	新事業活動支援設備貸与事業資金	1	1
33-2	やまぐち産業振興財団	新事業活動支援設備貸与事業資金	1	—
34	商工労働部 経営金融課	中小企業制度融資	—	1
35	商工労働部 経営金融課	損失補償	—	2
36	商工労働部 経営金融課	信用保証料率低減事業	—	1

No.	所管部・課等	事業名等	指摘事項	意見
36-2	山口県信用保証協会	保証承諾・期中管理・求償権の回収業務手続き	—	3
37	商工労働部 労働政策課	外国人材企業受入支援事業	—	1
38	商工労働部 労働政策課	外国人材企業定着支援事業	3	2
39	商工労働部 労働政策課	ものづくり産業技能向上対策事業	—	2
40	商工労働部 労働政策課	次代を担う産業人材育成推進事業	1	—
監査対象事業の合計			42	72

3. 重要な指摘事項及び意見に係る総括的事項

令和3年度包括外部監査は、「中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について」を特定の事件として選定しており、当該事件の監査に基づく、重要な指摘事項及び意見を要約した総括的事項は以下の通りである。中小企業者等の振興施策は本県の経済活性化にとって必須事項であり、今後も発展的に展開されなければならないが、事業展開は適正な事務手続きの上に成り立つものであり、包括外部監査の結果、発見された指摘事項及び意見がその一助になることを期待する。

なお、包括外部監査の実施にあたり、監査対象部局及び、関連する財政的援助団体等の関係各位には、ご多忙の折、監査へのご協力に心から感謝を申し上げます。

(1) 委託契約事務の改善課題について

第一に、委託契約事務の改善課題について、具体的に以下の下線部3点をポイントに要約する（以降、下線部は同一趣旨で使用）。

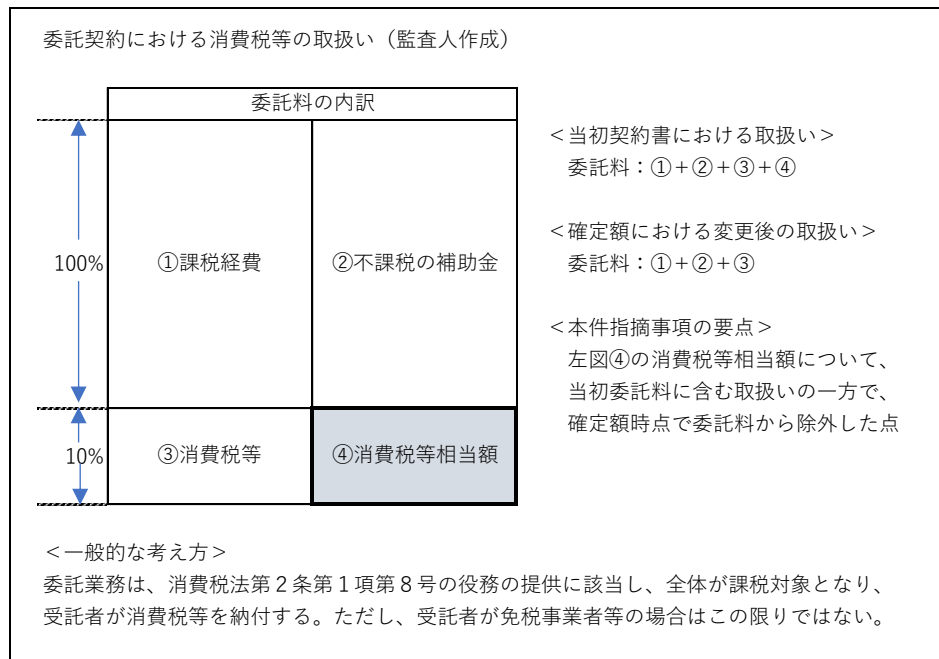
まずは、仕様書への準拠性を逸脱している点が挙げられる（参照事業 No. 10、No. 13、No. 25、No. 28、No. 28-2）。ここで、仕様書は、契約当事者間の権利義務を一般的に規定する契約書とは別に、特定の業務に対する委託者の要求事項を具体的に記載したものである。そして、当該仕様書の内容を踏まえて委託料が見積もられている以上、仕様書を満たさない業務の履行に対して、当初の見積もりに基づく委託料の支払いは経済合理性の面で疑義が生じる。主な監査対象年度である令和2年度については、新型コロナウイルス感染症への臨機応変な対応から、必ずしも仕様書に沿った業務の履行が出来なかった点については十分理解出来る。しかし、それでもやはり、適正な事務手続きの執行に鑑みると、当初の仕様書通りの業務履行を達成し得ない事実が判明した時点で、仕様書の変更及び委託契約の変更の必要性を検討するべきであった。また、受託者

から提出された業務完了報告書等において、仕様書に定める業務の履行状況が記載されていないにも関わらず、業務委託の検査調書で何ら指摘もされずに検査の結果を合格として通知している事業もあった。業務委託の検査は、契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき厳正に行うことが求められており、検査の形骸化を推察させる状況が見受けられる点で早急な改善が必要である。

次に、委託契約における実績報告書（委託料の実績額）の検証が不十分である点が挙げられる（参照事業 No. 6-2、No. 10、No. 12、No. 20-2、No. 27、No. 38）。これは、当初仕様書で規定された業務内容が履行されなかった（出来なかった）にも関わらず、委託料の項目別内訳の増減調整を経て、委託料総額では見積額と実績額が円単位で完全に一致しており、一致していること自体が相当に疑問となる事案である。特に、委託料の項目別内訳の増減自体が、合理的な要因で生じたものか否かの分析がなされておらず、委託料総額ありきと見られかねない。また、再委託を行っている事業もあるが、再委託先の事業者による事業報告書から読み取れる情報に基づき算定した再委託料の時間単価は、必ずしも経済合理性が十分とは言えない水準である（参照事業 No. 27）。そして、再委託先が当初実施する業務としては予定されていなかった内容について（再委託承認申請時点で実施内容に記載されていない）、実績報告の段階で突如として実施されたものとして費用に計上されていた事案もあるが（参照事業 No. 10）、なぜそうなったのか等の合理性が具体的に検証されていない。

さらに、委託料に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の取扱いが庁内で整合性が図られていない点が挙げられる（参照事業 No. 28、No. 28-2）。これは、委託契約（委託料）を財源として、受託者は事業経費として補助金交付に一部使用しているが、委託契約書では、委託料全体に対する消費税等が明示されているにも関わらず、実績報告の際に、当該補助金を除く経費部分にのみ消費税等を加味し、補助金については消費税等相当額を加味せず額の確定を行った事案である。なお、補助金自体は、消費税等の対象外（不課税）取引だが、本件は、あくまでも委託料に関する消費税等の取扱い（消費税法第2条第1項第8号）に着眼したものである（下記監査人作成の例示図参照）。そして、委託先（受託者）が課税事業者である場合には、事業経費全体が課税対象として取り扱われるべきである。

所管課によれば、当該取扱いは、他の事業において税務当局に確認した取扱いを参考にしたとのことであるが、参考とした照会事案と本件論点は内容を異にしており、結果的に、当初の委託契約書における取扱いと確定額におけるそれとが矛盾している。また、過年度に実施された同課の同一事業に係る取扱いとも矛盾する点や、その他、給与等に代表されるような、他の不課税項目との平仄を図る必要性についても本来は検証されなければならない。消費税等の取扱いは、その判断に困難を伴う点は理解し得るが、同じ組織（庁内）で、同一実態の取引について、異なる結果が生じることは公平性の観点からも妥当性を欠くと言える。



上記の一連の委託に係る事務手続きは、法令遵守（合規性）、有効性、経済性・効率性の観点で県の説明責任は十分に果たされていない。

（2）補助金等交付事務の改善課題について

第二に、補助金等交付事務の改善課題について3点に要約する。

まず、補助金等交付要綱における規定の十分性についてである。これは、要綱では詳細に取扱いが規定されていない事象が生じた場合に、解釈による判断が生じることとなるが、補助金等交付事務手続きにおいては、公平性の観点から、可能な限り解釈の余地が排除されて運用されるべきであり、やむを得ず解釈による判断が生じる場合も客観的な検証過程の記録が求められるべきである。具体的には、補助対象経費に該当するか否かの判断について、交付金額に影響を及ぼすため、慎重な取扱いとそれを反映した事務手続きが必要である（参照事業 No. 6、No. 28）。

また、交付要綱から逸脱した過大交付についても挙げられる。これは、本来は消費税及び地方消費税を除く、いわゆる、税抜金額による申請に基づき交付金額を算定するところ、税込金額に基づき算定してしまったために過大交付となった事案である（参照事業 No. 6）。本件の過大交付金額自体は2千円に止まるが、金額の多寡に関わらず、県は交付を受けた事業者に対して当該過大交付金額の返還を求め、かつ、再発防止を徹底しなければならない。

さらに、財政的援助団体等に該当する、やまぐち産業振興財団において生じた、補助金交付要綱と公募要領との間の規定の齟齬も挙げられる（参照事業 No. 26-2）。これ

は、単純な確認不足による初歩的な誤りであり、財団内部のチェック体制が十分に機能していないことを窺わせる事案である。

(3) 補助事業としての主体性不足について

第三に、補助事業としての主体性が不十分であると認識した点が挙げられる(参照事業 No. 26、No. 26-2)。本件は、やまぐち産業振興財団が県から補助金交付を受けた、いわゆる、補助事業の中で実施した委託契約について、予定価格の積算根拠(記録)が残されていなかったことから認識したものである。この点、積算については、財団と県との間で、事前協議を踏まえて決定したとのことではある。しかしながら、経済性・効率性及び有効性を考慮して予定価格を主体的に決定するのは、事業実施主体である補助事業者の財団であり、財団側に十分な記録が残っていない現状からは、どこまで財団が主体性を発揮して事業計画を立案したのか疑問である。

補助とは、自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であり、行政が目的とする政策を間接的に実行することに対する支援である。今回の事例については、県と財団が緊密な連携の下に進めているというよりは、県の管理下において、県が示した事業の枠組みを根拠に活動しているとみることが妥当である。これでは、県が主体となって行う事業と実質的に変わりはない。あくまで補助事業であるとするならば、補助の公平性及び有効性の観点からも、財団が主体的に事業を構築していることを外部に対して説明できる体制を整備する必要がある。また、県としても、財団が効率的な運営に対する努力を行っているか否かについて適切に検証を行い、その検証過程を記録として客観的に残さなければならない。なお、上記は財団における事案であるが、その他の財政的援助団体等に対しても同様に、委託や県の直接執行よりも、補助金が適切であると判断することについて、改めて補助事業の在り方を見直す機会とされたい。

(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センターの運営課題について

第四に、地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下、「センター」という)の運営上の課題について3点に要約する。

まずは、センターの収入の過半を占める運営費交付金の予算設定についてである。当該センターは、平成21年4月1日に地方独立行政法人へ移行しており、以来、設立団体(県)の関与度合いが極力下がるように制度設計された中で自主的・自律的な業務運営を行っている。一方で、運営費交付金という用途制限の無い、いわゆる渡し切りの資金として、県の一般財源から交付を受けている。そして、この運営費交付金について、本来は、センターで事業年度ごとに実施する事業予算を積極的に積み上げた、必要最小限度の交付金見積額を算定するべきと考えると、現状は、過年度予算額に基づき、主に人件費等の変動要因を加味した交付可能上限額に近い概念となっている。直近3期間で見ても、毎年6億円を超える運営費交付金の負担となっており、県の財政負担に

鑑みると、センターに交付し得る限度額としての意味合いが強く積算に反映されることはやむを得ない面も理解出来る。一方で、センターは、産業技術に関する試験研究を始めとした産業振興の拠点として、県内中小企業者等の技術支援等に資するべく存在しており、運営予算ありきでの事業計画と見られることがないように、センターとして真に必要かつ最小限度の事業所要額は十分に検証され、把握されなければならない。

次に、深度ある剰余金の繰越承認手続きの実施についてである。運営費交付金から生じた剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項に従い、県の承認を経て繰り越すことが認められているものの（承認されない場合は剰余金を県へ返納）、その承認に際しては、経営努力の結果生じた剰余金であることがセンター側で一義的に立証されなければならない。今後は当該説明責任が十分に果たされることを強く期待する。

さらに、センター施設等の修繕・維持管理及びそれに伴う財政負担についても目を向けなければならない時期が来ている。センターの「中期維持保全計画（概要）」によれば、令和3年度～令和12年度までの今後10年間で技術支援機能の維持等に必要な金額は、最低限度の修繕必要額で757百万円と見込まれており、同じく「長期保全計画表」によれば、センター建築後30年周期が経過する令和11年度までに、現在判明している全ての修繕箇所に対応するために2,467百万円を要することが見込まれている（本来、平成26年度（15年周期）や令和元年度（20年周期）で実施すべき修繕計画のほとんどは未実施のまま現在に至っている）。先述のように、運営費交付金が既に県の交付可能上限額に近いものである以上、当該交付金の大幅な増額は現実的ではない。しかしながら、施設等の老朽化に対処出来ず、技術支援機能に支障を来たす場合には、センターの存在意義が失われかねない。したがって、センターはもちろん、出資団体としてガバナンスの一翼を担う本県としても、中期目標において現実的かつ具体的な対応を示し、センターの中期計画策定に反映され、ひいては、産業振興の拠点として有効に活用され続けることを強く望む（参照事業No.22、No.22-2）。

4. 指摘事項及び意見の項目（一覧）

指摘事項及び意見について、所管部・課及び財政的援助団体等の区分で項目を一覧にすると以下の通りである。なお、本概要版では、指摘事項及び意見の記載は項目までにとどめ、詳細な内容については、外部監査結果報告書「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照されたい。

（1）産業戦略部

No.	事業名	区分	項目
1	やまぐちスマートファクトリーモデル構築事業	意見	県内企業に対する普及・横展開事業の実施について（有効性）
2	IoTビジネス創出促進事業	指摘事項	業務委託における年次有給休暇の取得について（有効性）

No.	事業名	区分	項目
		意見	受託者の専属雇用に係る経費について（合規性）
		意見	業務委託における備品管理について（合規性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）
3	やまぐちIoT導入サポート 一派遣事業	指摘事項	経費支出伺いの不適切な決裁年月日について（合規性）
4	AI 技術等の活用によるヘルスケア関連産業創出事業	意見	県内企業のヘルスケア関連事業の早期自立化について（有効性、経済性・効率性）
		意見	他部署との横断的な連携について（経済性・効率性）
		意見	随意契約の業者選定について（有効性、経済性・効率性）
5	新たなモビリティサービス調査・実証事業	指摘事項	起案書の記載様式について（合規性、有効性）
		意見	アンケート・ヒアリング結果の検証について（有効性）
		意見	MaaS の今後の県域展開について（有効性）
6	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	指摘事項	補助対象経費における入会金の取扱いについて（合規性）
		指摘事項	補助対象経費における消費税及び地方消費税の取扱いについて（合規性）
		指摘事項	助成金交付申請書における対象経費集計期間の記載について（合規性）
		意見	助成金の利用拡充に向けた施策について（有効性）
7	高度産業人材確保事業	意見	補助制度への申込者数について（有効性）
		意見	補助制度の対象者数に係る調査に

No.	事業名	区分	項目
			ついて（有効性、経済性・効率性）
		意見	補助制度の最終県内配属者数について（有効性）
8	自動車新時代イノベーション創出支援事業	意見	事業化の実現可能性の分析について（有効性、経済性・効率性）
9	地域中堅・中核企業支援事業	意見	地域中堅・中核企業の定義及び支援先選定基準について（有効性、経済性・効率性）
		意見	カンファレンスチーム構成員の守秘義務について（有効性）
		意見	カンファレンスチーム連絡会議の欠席について（有効性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）
10	山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（合规性、有効性）
		指摘事項	委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）
		意見	水産インフラ輸出構想の具現化について（有効性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）

(2) 商工労働部 商政課

No.	事業名	区分	項目
11	県内創業・事業承継促進事業	意見	補助事業の継続について（有効性）
12	中小企業クラウド型RPA共同利用化推進事業	意見	委託料（委託費精算報告書（実績額））の検証について（経済性・効率性）
13	やまぐちキャッシュレス化実現事業	指摘事項	委託業務の検査及び承認体制の形骸化について（合规性、有効性、経済性・効率性）
14	若者県内定着促進事業	意見	事業の成果指標について（有効性）

(3) 商工労働部 新産業振興課

No.	事業名	区分	項目
15	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	意見	事業の成果指標について(有効性)
		意見	事業予算について(経済性・効率性)
16	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	意見	事業の成果指標(事業化件数)の見直しについて(有効性)
17	次世代産業イノベーション推進事業	意見	補助金の効果測定指標について(有効性)
18	データサイエンス活用推進事業(産業人材創造事業)	—	該当なし
19	「水素先進県」実現促進事業	—	該当なし
20	宇宙利用産業創出支援事業	指摘事項	補助金交付要綱等の文書間齟齬について(合规性)
21	中小企業等知財支援拠点形成促進事業	—	該当なし
22	産業技術センター運営費交付金	指摘事項	財務諸表の承認について(合规性、経済性・効率性)
		指摘事項	剰余金の承認(経営努力認定)について(有効性、経済性・効率性)
		意見	運営費交付金の積算方法(所要額の試算)について(有効性、経済性・効率性)
		意見	産業技術センターの修繕計画(維持管理)について(経済性・効率性)

(4) 商工労働部 企業立地推進課

No.	事業名	区分	項目
23	企業立地サポート事業	意見	補助金の効果測定指標について(有効性)
		意見	本社機能等移転促進に係る施策について(有効性、経済性・効率性)
24	やまぐちIT・サテライトオ	意見	事業の成果指標について(有効性)

No.	事業名	区分	項目
	フィス誘致推進事業	意見	随意契約の業者選定について（経済性・効率性）
25	企業立地推進強化事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（合规性、有効性）
		指摘事項	委託業務内容について（有効性）
		指摘事項	契約情報の公表について（合规性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）

(5) 商工労働部 経営金融課

No.	事業名	区分	項目
11-2	県内創業・事業承継促進事業	—	該当なし
18-2	産業人材創造事業	意見	事業の成果指標について（有効性）
26	航空機宇宙機器産業参入促進事業	意見	補助事業の適切な管理について（有効性、経済性・効率性）
27	やまぐちミライベンチャー創出事業	指摘事項	再委託先の実績報告書の提出について（合规性、有効性）
		意見	受講者の選定方法について（合规性）
		意見	委託料（事業報告書）の検証について（経済性・効率性）
28	中小企業スマートビジネス推進事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（合规性、有効性）
		指摘事項	補助金等の消費税等対象外経費を含む委託料の取扱いについて（合规性）
		意見	他部署との横断的な連携について（経済性・効率性）
		意見	補助対象経費の客観性について（合规性）
29	九州・山口ベンチャーマーケット開催事業	意見	負担金の積算根拠について（経済性・効率性）
		意見	本県経済団体との協力体制構築について（有効性）

No.	事業名	区分	項目
30	小規模事業経営支援事業	指摘事項	消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について（合规性）
		意見	経営指導員設置基準について（有効性）
31	中小企業団体育成指導事業	指摘事項	令和2年度の補助金概算払請求書について（合规性）
		指摘事項	消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書の未提出について（合规性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効性）
32	小規模企業者等設備貸与事業資金	指摘事項	起案書の記載様式について（合规性、有効性）
33	新事業活動支援設備貸与事業資金	指摘事項	起案書の記載様式について（合规性、有効性）
		意見	目標指標の事後検証について（有効性）
34	中小企業制度融資	意見	県制度融資における資金の見直しについて（有効性、経済性・効率性）
35	損失補償	意見	損失補償がもたらす金融支援の効果について（有効性）
		意見	損失補償契約の対象資金について（有効性、経済性・効率性）
36	信用保証料率低減事業	意見	補助金の効果測定指標について（有効性）

(6) 商工労働部 労働政策課

No.	事業名	区分	項目
14-2	若者県内定着促進事業	意見	事業の成果指標について（有効性）
37	外国人材企業受入支援事業	意見	留学生の県内就職目標数について（有効性）
38	外国人材企業定着支援事業	指摘事項	講師謝金に係る源泉徴収義務について（合规性）

No.	事業名	区分	項目
		指摘事項	課税事業者（簡易課税事業者）の取扱いについて（合規性）
		指摘事項	仕様書内容の変更に伴う委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）
		意見	事業の成果指標について（有効性）
		意見	随意契約の業者選定について（有効性、経済性・効率性）
39	ものづくり産業技能向上対策事業	意見	事業の成果指標について（有効性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効性）
40	次代を担う産業人材育成推進事業	指摘事項	実績報告書及び検査結果報告書の日付について（合規性）

（7）地方独立行政法人山口県産業技術センター

No.	事業名	区分	項目
2-2	IoT ビジネス創出促進事業	—	該当なし
6-2	やまぐちR&Dラボ等構築推進事業	指摘事項	予定価格の積算資料について（経済性・効率性）
		指摘事項	検査調書の作成について（有効性）
		意見	委託料の検証について（有効性、経済性・効率性）
15-2	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	指摘事項	共同研究等の委託事務手続きについて（有効性、経済性・効率性）
16-2	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	指摘事項	起案書の記載様式について（合規性、有効性）
20-2	宇宙利用産業創出支援事業	指摘事項	検査調書の作成について（有効性）
		意見	委託料（実績報告書）の検証について（経済性・効率性）
		意見	委託業務における業務の履行場所について（有効性）
		意見	プロポーザル審査項目（財務状況）について（有効性）

No.	事業名	区分	項目
		意見	低入札等の価格調査について（有効性）
22-2	産業技術センター運営費 交付金	指摘事項	業務の実績評価（事業年度評価） の公表について（法規性）
		指摘事項	会計基準等への準拠性について （法規性）
		指摘事項	経営努力の立証について（経済性・ 効率性）

（8）公益財団法人やまぐち産業振興財団

No.	事業名	区分	項目
6-3	やまぐちR&Dラボ等構築推 進事業	指摘事項	検査調書の作成漏れについて（合 規性）
		意見	OB人材出身企業の機密情報流出対 策について（有効性）
		意見	OB人材バンクの制度周知について （有効性、経済性・効率性）
11-3	県内創業・事業承継促進事 業	指摘事項	起案書の記載様式について（法規 性、有効性）
		意見	女性創業応援やまぐち（株）の業 務評価について（経済性・効率性）
18-3	産業人材創造事業	意見	補助金の効果測定指標について （有効性）
21-2	中小企業等知財支援拠点 形成促進事業	—	該当なし
26-2	航空機宇宙機器産業参入 促進事業	指摘事項	補助金交付要綱等の文書間齟齬及 び表記内容について（法規性）
		意見	募集手続きの管理運用について （法規性）
		意見	予定価格の積算資料（補助事業の 自主性）について（経済性・効率 性）
28-2	中小企業スマートビジネ ス推進事業	指摘事項	仕様書への準拠性について（法規 性、有効性）

No.	事業名	区分	項目
		意見	実績報告書作成の事務手続きについて（合規性）
		意見	補助対象経費の客観性について（合規性、有効性、経済性・効率性）
32-2	小規模企業者等設備貸与事業資金	指摘事項	重要文書（審査資料）の管理について（合規性）
		指摘事項	起案書の記載様式について（合規性、有効性）
33-2	新事業活動支援設備貸与事業資金	指摘事項	重要文書（審査資料）の管理について（合規性）

(9) 山口県信用保証協会

No.	事業名	区分	項目
36-2	保証承諾・期中管理・求償権の回収業務手続き	意見	保証承諾業務の品質管理について（有効性）
		意見	期中管理の強化について（有効性）
		意見	求償権の回収業務について（有効性、経済性・効率性）

以上